収入印紙

賃　貸　借　契　約　書（案）

業　務　名	明石商業高等学校第１・３・６コンピュータ室パソコン等賃貸借
履行期間	自　令和　9年 3月　1日 至　令和　14年 2月 29日
賃貸借料（月　額）	円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 （注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、契約金額に10/110を乗じて得た額とする。
契約の保証	（年度毎の年間執行予定賃貸借料の10分の１以上） 令和9年度 □契約保証金 □履行保証保険契約 □免除（明石市契約規則第25条第1項第6号） □その他（　　） 令和10年度 □契約保証金 □履行保証保険契約 □免除（明石市契約規則第25条第1項第6号） □その他（　　） 令和11年度 □契約保証金 □履行保証保険契約 □免除（明石市契約規則第25条第1項第6号） □その他（　　） 令和12年度 □契約保証金 □履行保証保険契約 □免除（明石市契約規則第25条第1項第6号） □その他（　　） 令和13年度 □契約保証金 □履行保証保険契約 □免除（明石市契約規則第25条第1項第6号） □その他（　　） 令和14年度 □契約保証金 □履行保証保険契約 □免除（明石市契約規則第25条第1項第6号） □その他（　　）
支払条件	前金払　□有　☑無 （　　円以内） 部分払　□有　　回以内　☑無 （　　）

上記の業務について、賃借人　明石市　と賃貸人　　とは、
各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な賃貸借契約を締結し、
信義に従って、誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　８年　　月　　日

賃　借　人　　住　所　明石市中崎１丁目５番１号
氏　名　明　石　市
明石市長　丸谷　聡子　㊞

賃　貸　人　　住　所
氏　名　　㊞

明石市立明石商業高等学校第 1・3・6ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰ室ﾊﾟｿｺﾝ等賃貸借契約約款

（総則）

第１条　明石市(以下「賃借人」という。)及び　　(以下「賃貸人」という。)は、賃貸人所有の別紙機器明細の賃貸借(保守含む)に関し、この約款に基づき、設計図書（本業務に係る入札公告掲載の仕様書、図面等をいう。）に従い、日本国の法令及び明石市契約規則（平成５年規則第 10 号。以下「規則」という。）を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする賃貸借契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　賃貸人は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期間内において実施し、賃借人は、その賃貸借料を支払うものとする。

３　この約款に定める催告、請求、通知、報告、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

（賃貸借物件の引渡完了期日及び引渡場所）

第２条　賃貸人は令和９年２月 28 日までに賃借人が賃貸借物件を使用できる状態に調整を完了し、賃借人の指定する引渡場所(以下「設置場所」という。)において賃借人に引き渡すものとする。

（賃貸借期間）

第３条　この契約は、令和９年３月１日から令和 14 年２月 29 日までとする。

２　賃貸借期間を満了したときは、賃貸人は賃借人に対し賃貸借物件を無償譲渡することとする。

（賃貸借料）

第４条　賃貸借物件の賃貸借料は、月額　，　円（うち消費税額　，　円）とし、令和９年３月１日から起算する。ただし、月の中途においてこの契約の全部若しくは一部を解約したとき、又は賃貸人の責に帰する事由により賃借人が賃貸借物件を使用できなかったときは、当該月分の賃貸借料は、その使用できなかった割合に応じ、その月の暦日数に基づき日割計算により算定した額とする。

２　前項の消費税額は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第１項及び第 29 条の規定に基づき、賃貸借料に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

３　前項の消費税額は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が施行され、この契約が当該法律の適用を受ける契約である場合は変更契約を締結する。

（契約の保証）

第５条　賃貸人は、この契約と同時に、賃貸借料(年度毎に年間執行予定賃貸借料総額)の 10 分の１以上の契約保証金を納付

しなければならない。ただし、この契約による債務の不履行によって生ずる賃借人の損害をてん補するため、履行保証保険

契約を締結した場合、または、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、契約保証金の納付を免除する。なお、契約書記載の契約の保証において保証金を免除とした契約については、本条には適用しない。

２　賃貸人が履行保証保険契約を締結する場合、または、公共工事履行保証証券による保証を付する場合は、当該保証は第 17

条の４第２項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

３　第 16 条第２項並びに第 17 条の２第１項第７号及び第９号の規定によりこの契約が解除された場合、第１項により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該保証金又は担保は賃借人に帰属するものとする。

４　第１項の規定による書面の提出に代えて、委託者が認める電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（「電磁的方法」という。以下同じ。）による場合は、受託者は当該書面を提出したものとみなす。

（権利義務の譲渡等）

第６条　賃貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ賃借人の承諾を得た場合は、この限りではない。

２　賃貸人は、業務の目的物（未完成の目的物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、

又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ賃借人の承諾を得た場合は、この限りではない。

（業務の調査等）

第７条　賃借人は、必要と認めるときは、業務の処理状況につき調査し、又は処理状況に対し報告を求めることができる。

（設計図書不適合の場合の修正義務）

第８条　賃貸人は、業務等が設計図書に適合しない場合において、賃借人がその修正を要求したときは、これに従わなければならない。

（引渡完了期日の延長）

第９条　賃貸人は、天災その他自己の責めに帰すことができない事由により引渡完了期日までに引渡しを完了することができないときは、賃借人に対し遅滞なくその理由を付した書面により引渡完了期日の延長を求めることができる。その場合における延長日数は賃借人と賃貸人とが協議して定める。

（契約内容の変更）

第 10 条　賃借人は、この契約締結後の事情により、賃借人から賃貸人に契約内容の変更について協議を申し入れることができる。

２　賃借人は、協議の結果、必要があると認められるときは、賃貸借期間若しくは契約金額を変更し、又は、賃借人が賃貸人に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（危険負担）

第 11 条　賃貸人は、業務着手から完了に至るまで、業務全体の管理及び使用人等の行為についてすべての責任を負わなければならない。

２　賃貸人は、業務上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、賃借人から必要な指示を受け、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が賃借人の責めに帰する理由による場合においては、この限りではない。

（賃貸借料の支払い）

第 12 条　賃借人は、毎月の月額賃貸借料を、翌月初めに賃貸人から請求を受け、当該請求書が正当であると認めたときは、請求を受けた日から 30 日以内に賃貸人に支払うものとする。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第 13 条　賃貸人の責めに帰すべき事由により引渡完了期日までに引渡しを完了することができない場合においては、賃借人は、損害金の支払いを賃貸人に請求することができる。

２ 前項の損害金の額は第３条に規定する賃貸借期間に係る賃貸借料の総額に対して遅延日数に応じ、年 3.0 ﾊﾟｰｾﾝﾄの割合で計算した額とする。

（賃貸借物件の保守等）

第 14 条　賃貸人は、賃貸借物件が常に良好、適正な機能を発揮するよう第１条に掲げる機器の保守点検を行うとともに、機器、ソフトウェア等の利用について、適正な助言、提案等を行うこと。なお、保守点検の日時等については、賃借人と協議し、その指示に従うこと。

(1)　清掃及び一般調整

(2)　異常の有無の点検及び障害の修復

(3)　必要な部分の性能検査

(4)　自然消耗による機器の磨耗部分の修復・調整

2　納入後５年間は、機器等の障害に対して無償で対応すること。

3　機器の故障等、緊急に修理または調整を要する場合、賃貸人は、賃借人の要請により速やかに専門技術者（メーカー認定技術者またはそれに準ずる技術者）を派遣し、年末年始を除く平日の 9:00～17:00 のうち 48 時間以内に正常な状態に復旧すること。また、機器を持ち帰る等復旧に日数を要する場合は、その期間中代替機を設置するものとする。

4　賃貸人は、賃貸借物件の操作等について、その利用者が電話、FAX 及び電子メール等で照会したときは、速やかに回答すること。

（損害賠償）

第 15 条　賃借人又は賃貸人は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとし、その賠償の額は賃借人賃貸人協議の上決定する。

（身分証明書の携帯及び秘密保持）

第 16 条　賃貸人は、賃貸借物件の保守等のため、その設置場所に立ち入るときは、必ず身分証明書を携帯し、賃借人にこれを提示しなければならない。

２　賃貸人は、前項の業務の処理に際して知り得た秘密を第３者に漏らしてはならない。本契約が終了し、または解約された後においても同様とする。

(既設機器の撤去)

第17条　既設機器の搬出及び廃棄に係る全ての費用は、賃貸人にて負担すること。また、導入作業期間中において、設置場所内で既設機器ハードディスク等内のデータを完全に消去の上、データ消去証明書を賃借人に提出すること、それらの費用も本賃貸借料に含むものとする。

（談合行為に対する措置）

第 18 条　賃貸人は、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約及びこの契約に係る変更契約による第３条に規定する賃貸借期間に係る賃貸借料の総額の 10 分の１に相当する額を賃借人に支払わなければならない。この契約による業務が完了した後においても、同様とする。

(1)　公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、賃貸人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反したことにより、同法第７条又は第８条の２の規定に基づく排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2)　公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、賃貸人が独占禁止法第３条の規定に違反したことにより、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の規定により課徴金の納付に応じない旨の通知を行ったとき。

(3)　この契約に係る入札に関して、賃貸人（賃貸人が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業員）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

(4)　その他この契約に係る入札に関して、賃貸人が前３号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。

２　前項に規定する場合においては、賃借人は、この契約を解除することができる。

３　前各項の規定は、賃借人の賃貸人に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（賃借人の催告による契約解除権）

第 19 条　賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)　引渡完了期日までに賃貸借物件の納入及び引渡しを完了しないとき又は期日後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。

(2)　正当な理由なく、第25条第１項の履行の追完がなされないとき。

(3)　前２号に掲げる場合のほか、賃貸人がこの契約に違反したとき。

（賃借人の催告によらない契約解除権）

第19条の2　賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　第6条第1項の規定に違反してこの契約により生ずる権利又は義務を譲渡したとき。

(2)　賃貸借物品の納入及び引渡しを完了させることができないことが明らかであるとき。

(3)　賃貸人が賃貸借物品の納入及び引渡しを拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4)　賃貸人の債務の一部の履行が不能である場合又は賃貸人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5)　契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達する

ことができない場合において、賃貸人が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6)　前各号に掲げる場合のほか、賃貸人がその債務の履行をせず、賃借人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生ずる権利又は義務を譲渡したとき。

(8)　第22条又は第22条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9)　賃貸人が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（賃貸人が個人である場合には、その者を、賃貸人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時賃貸借契約等を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であることが認められるとき。

ロ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　下請契約等その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　賃貸人が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、賃借人が賃貸人に対して当該契約の解除を求め、賃貸人がこれに従わなかったとき。

2　第 19 条各号又は前項の規定によりこの契約を解除した場合における物件の取扱いについては、賃借人と賃貸人が協議して定める。

（賃借人の責めに帰すべき事由による場合の契約解除権の制限）

第 19 条の 3　第 19 条各号又は前条第 1 項各号に定める場合が賃借人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃借人は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 19 条の 4　次の各号のいずれかに該当する場合においては、賃貸人は、第 3 条に規定する賃貸借期間に係る賃貸借料の総額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

(1)　第 18 条第 2 項又は第 19 条、第 19 条の 2 第 1 項の規定によりこの契約が解除された場合

(2)　賃貸人がその債務の履行を拒否し、又は、賃貸人の責めに帰すべき事由によって賃貸人の債務について履行不能となった場合

2　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1)　賃貸人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2)　賃貸人について再生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3)　賃貸人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3　第 1 項各号に定める場合（前項の規定により第 1 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして賃貸人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項の規定は適用しない。

4　第 1 項の場合において、第 5 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、

賃借人は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

5　第1項の違約金は、賃借人の賃貸人に対する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（条件付契約解除）

第20条　賃借人は翌年度以降において賃借人の歳入歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合は、この契約を解除するものとする。

2　前項の規定による契約の解除に伴い、賃貸人に損害が生じたとき、その賠償等については、賃借人と賃貸人とが協議の上定めるものとする。

（契約解除による搬出費用）

第21条　賃借人が、第18条第2項又は第19条、第19条の2第1項各号によりこの契約を解除した場合において、賃貸借物件の搬出費用は賃貸人の負担とする。

（賃貸人の催告による契約解除権）

第22条　賃貸人は、賃借人がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（賃貸人の催告によらない契約解除権）

第22条の2　賃貸人は、第10条第1項の規定により契約内容を変更したため、賃貸借料が3分の2以上減額したとき。又は賃貸借の中止期間が賃貸借期間の3分の1以上に達したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（賃貸人の責めに帰すべき事由による場合の契約解除権の制限）

第22条の3　前2条に定める場合が賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃貸人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（個人情報の保護）

第23条　賃貸人は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（情報セキュリティ対策の実施）

第24条　賃貸人は明石市情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守し、情報セキュリティ対策を実施しなければならない。

2　賃貸人は、使用人等に対し情報セキュリティ教育を実施しなければならない。

3　賃貸人は、情報セキュリティ事故が発生した場合には、速やかに賃借人へ報告するとともに、その事故原因の調査等に協力しなければならない。

4　賃貸人は、この契約による事務を処理するにあたり、情報セキュリティ対策の実施状況を報告し、必要があれば賃借人は賃貸人に対し改善を求めることができる。

（契約不適合責任）

第25条　賃借人は、引渡を受けた物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、賃貸人に対し、物件の修補又は代替物の納入による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、賃借人は履行の追完を請求することができない。

2　賃借人は、引渡を受けた物件に関し、納入された日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

（相殺）

第26条　賃借人は、賃貸人に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と賃貸人が賃借人に対して有す金銭債権と相殺することができる。

2　前項の場合において、相殺してなお賃借人が賃貸人に対して有する金銭債権全額に満たないときは、賃貸人は、賃借人の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3　第1項の場合において、賃借人は、相殺の充当の順序を指定することができる。

（管轄裁判所）

第 27 条　この契約に係る訴訟の提起については、賃借人の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（補則）

第 28 条　この契約について、賃借人と賃貸人との間に紛争を生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて賃借人と賃貸人とが協議の上定めることとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、賃借人と賃貸人とが記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 11 月　　日

賃借人　　明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号
明石市
代表者　明石市長　　丸谷　聡子

賃貸人

別添

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　賃貸人は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守し、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

（管理体制の整備等）

第２　賃貸人は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい等の防止その他の個人情報安全管理のために、個人情報の管理に対する組織体制を整備するとともに、具体的な取扱方法等を規定しなければならない。

（収集の制限）

第３　賃貸人は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の制限）

第４　賃貸人は、賃借人の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は賃借人の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第５　賃貸人は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（廃棄）

第６　賃貸人は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去し、賃借人に報告しなければならない。

（秘密の保持）

第７　賃貸人は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約を終了し、又は解除された後においても同様とする。

（作業場所の特定）

第８　賃貸人は、この契約による事務に関して個人情報を取り扱う作業場所を特定し、賃借人が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

（持出しの禁止）

第９　賃貸人は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を賃借人の承諾なしに事業所内から持ち出してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第10　賃貸人は、この契約による事務を処理するために賃借人から引き渡された個人情報が記録された資料等を賃借人の承諾なしに複写又は複製してはならない。

（事務従事者の明確化）

第11　賃貸人は、個人情報を取り扱う事務に従事する者を限定するとともに、従事者に制限があることを明確にしておかなければならない。

（事務従事者への監督及び教育）

第12　賃貸人は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護について必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

（再委託の禁止）

第13　賃貸人は、賃借人（再委託をする場合にあっては、最初の賃借人をいう。次項において同じ。）の承諾した場合を除き、この契約による事務については、自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（再委託に伴う措置）

第14　賃貸人は、賃借人の承諾を得て再委託をしようとするときは、この契約と同等の内容の個人情報保護のための措置の内容を契約書等に明記するなどその安全確保の措置を明らかにしなければならない。

第15　再委託を受けた者は、この契約による事務の賃貸人とみなして、前２項の規定の適用を受ける。

（資料等の返還等）

第16　賃貸人は、この契約による事務を処理するために、賃借人から提供を受け、又は賃貸人自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに賃借人に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、賃借人が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（報告及び立入調査）

第17　賃貸人は、賃借人に対し、この契約による事務を処理するための個人情報を取り扱うまでに、個人情報等の安全管理措置に関する報告書を提出しなければならない。

２　賃借人は、契約による賃貸人の事務の執行に当たり、個人情報の取扱いその他の契約内容の遵守状況について、随時報告を求め、又は調査することができる。

（事故発生時における報告義務等）

第18　賃貸人は、個人情報の漏えい事案その他この契約に違反する事態が生じ、若しくは生じるおそれのあることを知ったとき、又はこれに伴う損害（第三者への損害を含む。）が発生したときは、速やかに賃借人に報告し、賃借人の指示を受け、自己の責任において処理しなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

第19　賃借人は、賃貸人がこの契約に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償を請求することができる。

暴力団等排除に関する特約

（趣旨）

1　賃借人及び賃貸人は、明石市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 2 号。以下「条例」という。）第６条の規定に基づき、暴力団を利することにならないよう必要な措置を実施することとして、以下の各項のとおり合意する。

（契約からの暴力団の排除）

2　賃貸人は、明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第２条第４号に規定する暴力団等（以下「暴力団等」という。）と本業務委託の一部について締結する委託契約（以下「再委託契約」という。）及び資材又は原材料の購入契約その他の本契約の履行に伴い締結する契約を締結してはならない。

3　賃貸人は、再委託契約を締結する場合においては、この特約に準じた規定を当該再委託契約に定めなければならない。

4　賃貸人は、再委託契約の賃貸人が暴力団等であることが判明したときは、賃借人に報告するとともに、その者を当該再委託契約から排除しなければならない。

5　賃貸人は、本契約の履行に伴い、暴力団等から業務の妨害その他不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときには、賃借人に報告するとともに兵庫県明石警察署長（以下「明石警察署長」という。）に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。再委託契約の賃貸人が暴力団等から不当介入を受けた場合も同様とする。

（役員等に関する情報提供）

6　賃借人は、賃貸人及び再委託契約の賃貸人が暴力団等に該当しないことを確認するため、賃貸人に対して、次に掲げる者（賃貸人及び再委託契約の賃貸人が個人である場合はその者を含む。以下「役員等」という。）についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

(1) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、賃貸人又は再委託契約の賃貸人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

(2) 賃貸人又は再委託契約の賃貸人がその業務に関し監督する責任を有する者（前号の役員を除く。）として使用し、又は代理人として選任している者（支店等の代表者を含む。）

7　賃借人は、賃貸人から提供された情報を明石警察署長に提供することができる。

（明石警察署長から得た情報の利用）

8　賃借人は、賃貸人及び再委託契約の賃貸人が暴力団等に該当するか否かについて、明石警察署長に照会し、回答を求めることができる。

9　賃借人は、明石警察署長から得た情報を他の契約において第１項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用し、又は教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長、議会及び市が設立した地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 号に規定する地方独立行政法人に提供することができる。

（賃借人による解除）

10　賃借人は、賃貸人が次に該当するときは、特別の事情がある場合を除き契約を解除するものとする。この場合においては、業務委託契約書の規定を準用する。

(1) 暴力団等であると判明したとき。

(2) 第三者に業務を行わせる場合、その第三者が暴力団等であると知りながらその契約を締結したと認められるとき。

(3) 第三者に業務を行わせる場合において、その第三者が暴力団等であるため、その第三者と契約しないよう、又は第三者と締結している契約を解除するよう求めたにも関わらず、その求めに従わなかったとき。

（解除に伴う措置）

11　前項の規定による解除に伴い、賃貸人に損害が生じたとしても、賃貸人は賃借人に対してその損害を請求することはできない。

（誓約書の提出等）

12　賃貸人は、本契約の契約金額が 200 万円を超える場合には、賃借人に対し、この契約の締結までに、次の事項に関しての誓約書を提出しなければならない。

(1) 賃貸人が暴力団等でないこと。
(2) 再委託契約を締結するに当たり、暴力団等を再委託契約の賃貸人としないこと。
(3) 賃貸人が前２号のほか、業務委託契約書及びこの特約の各条項に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の賃借人が行う一切の措置について異議を述べないこと。
(4) 再委託契約の賃貸人から、この項に準じて作成した賃借人に対する誓約書を再委託契約の締結後直ちに提出させて保管し、当該誓約書を業務委託契約書の規定による業務の完了までに賃借人に提出すること。
(5) 再委託契約の賃貸人が誓約書を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求め、再委託契約の賃貸人が応じないときは、その旨を賃借人に報告すること。
(6) 賃借人が、第４号により再委託契約の賃貸人から提出させて保管することとした誓約書を提出するよう求めたときには、直ちに提出すること。
(7) 本契約の履行に伴い、暴力団等から不当介入を受けたときには、賃借人に報告するとともに明石警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。
(8) 再委託契約の賃貸人に対し、当該再委託契約の履行に伴い暴力団等から不当介入を受けたときには、賃貸人に報告するとともに明石警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うよう指導すること。
(9) 再委託契約の賃貸人から、暴力団等から不当介入を受けたという報告を受けたとき及び再委託契約の賃貸人が不当介入を受けたことを知ったときには、賃借人に報告すること。

13　賃貸人は、再委託契約を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の再委託契約を締結する場合には、その合計金額）が 200 万円を超えるときには、前項の規定に準じて当該再委託契約の賃貸人に誓約書を提出させ、本業務が完了した旨の通知をするときまでに当該誓約書（第３項の規定によりこの特約に準じて再委託契約に定めた規定により提出させた誓約書を含む。）を賃借人に提出しなければならない。

14　賃貸人は、再委託契約の賃貸人が前項に規定する誓約書を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求めるものとし、再委託契約の賃貸人が応じないときは、その旨を賃借人に報告しなければならない。

15　賃貸人は、第１２項及び第１３項の規定により誓約書を提出する必要がない場合であっても、賃借人がその提出を求めた場合は、誓約書を提出しなければならない。

（賃貸人からの協力要請）

16　賃貸人は、この特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要がある場合には、賃借人及び明石警察署長に協力を求めることができる。

（市　賃貸人用）

誓　約　書

下記１の明石市業務委託契約（以下「本委託契約」という。）の締結に当たり、明石市暴力団排除条例（平成 24 年条例第２号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記２記載のとおり誓約いたします。

なお、明石市がこの誓約書の写し及び役員等についての名簿その他の必要な書面等の情報を兵庫県明石警察署長（以下「明石警察署長」という。）に提供するとともに、明石警察署長に下記２(1)及び(2)に関して照会し、回答を求めること並びに明石警察署長から得た情報を他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長、議会及び市が設立した地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第２条第１号に規定する地方独立行政法人に提供することについて同意します。

記

１　業務名　　明石市立明石商業高等学校　第１・３・６ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ-室ﾊﾟｿｺﾝ等賃貸借契約書

２　誓約事項

(1)　次のアからウまでのいずれにも該当しません。

ア　条例第２条第１号に規定する暴力団

イ　条例第２条第２号に規定する暴力団員

ウ　上記のほか、明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱別表に規定する者

(2)　本委託契約の一部について締結する委託契約（以下「再委託契約」という。）及び資材又は原材料の購入契約その他の本委託契約の履行に伴い締結する契約を締結するに当たり、前号のアからウまでに該当する者（以下「暴力団等」という。）を契約の相手方としません。

(3)　前２号のほか、本業務委託契約書及び本委託契約に係る「暴力団等排除に関する特約」の各条項に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の貴市が行う一切の措置について異議を述べません。

(4)　再委託契約の賃貸人から、この誓約書に準じた明石市長に対する誓約書を再委託契約の締結後直ちに提出させて保管し、当該誓約書を本業務委託契約書の規定による業務が完了した旨の通知をする時までに貴市に提出します。

(5)　再委託契約の賃貸人が誓約書を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求め、再委託契約の賃貸人がこれに応じないときは、その旨を貴市に報告します。

(6)　貴市が、第４号により再委託契約の賃貸人から提出させて保管することとした誓約書を提出するよう求めたときには、直ちに提出します。

(7)　本委託契約の履行に伴い、暴力団等から業務の妨害その他の不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときには、貴市に報告するとともに明石警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行います。

(8)　再委託契約の履行に伴い当該再委託契約の賃貸人が不当介入を受けたときには、本委託契約の賃貸人に報告するとともに明石警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うよう指導します。

(9)　再委託契約の賃貸人から不当介入を受けたという報告を受けたとき及び再委託契約の賃貸人が不当介入を受けたことを知ったときには、貴市に報告します。

明　石　市　長　様

（賃貸人）
住　　所
（所在地）
氏　　名
（法人名
代表者名）

令和　　年　　月　　日

〔記入必須〕
本件責任者（部署名・氏名・電話番号）：

担当者（部署名・氏名・電話番号）：

役員一覧表（暴力団等排除に関する特約第６項関係）

【記載方法】

① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別を記載してください。

② 個人事業者の場合には代表者を、法人の場合にはその役員、その支店の代表者、常時委託契約を締結する事務所の代表者等を記載してください（暴力団等排除に関する特約第６項各号を参考にしてください。）。

③ 生年月日の記載について、元号に〇をつけてください。

④ 性別の記載について、どちらかに〇をつけてください。

⑤ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

役職	氏名	カナ	生年月日	性別
（記載例） 代表取締役社長	明石　太郎	アカシ　タロウ	大正　㊧昭和　平成 ２２年　２月　２日	㊚　女
○○支店長	明石　花子	アカシ　ハナコ	大正　㊧昭和　平成 ３３年　３月　３日	男　㊛
			大正　昭和　平成 年　月　日	男　女
			大正　昭和　平成 年　月　日	男　女
			大正　昭和　平成 年　月　日	男　女
			大正　昭和　平成 年　月　日	男　女
			大正　昭和　平成 年　月　日	男　女
			大正　昭和　平成 年　月　日	男　女
			大正　昭和　平成 年　月　日	男　女
			大正　昭和　平成 年　月　日	男　女
			大正　昭和　平成 年　月　日	男　女
			大正　昭和　平成 年　月　日	男　女
			大正　昭和　平成 年　月　日	男　女
			大正　昭和　平成 年　月　日	男　女
			大正　昭和　平成 年　月　日	男　女
			大正　昭和　平成 年　月　日	男　女

（参考　２(1)関係）

ア　条例第２条第１号に規定する暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体

イ　条例第２条第２号に規定する暴力団員　暴力団の構成員

ウ　上記のほか、明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱別表に規定する者

暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第９条第 21 号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者
暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者
次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。 (1) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為 (2) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他財産上の利益の供与をする行為 (3) 前２号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為